

# 闇バイト

～少年が手を染めないためには～

浪川隼人

1. はじめに
2. 事例紹介
3. 闇バイトの特性
4. 対策の検討
5. おわりに

## 1. はじめに

警察庁によると、令和4年度の成人を含む特殊詐欺の検挙件数は6640件であり、総検挙人員は2458人となっている。検挙件数においては、元号が令和に変わるまでは、3000～5000件であったものの、令和になってからは6000件を超え続けており、増加傾向にある。令和4年度の少年の検挙人員は473人で、総検挙人員に占める割合は19.2%となり、受け子の5人に1人は少年という統計もある<sup>1</sup>。この増加傾向の要因が闇バイトによるものとは一概には言えないが、近年ニュースで「闇バイト」という言葉を目にする機会が大変多い。その上、闇バイトでは特殊詐欺に止まらず、金品を盗るために手段を選ばない残虐な強盗や殺人などの事件も発生している。このような犯罪に携帯1つあるだけで、少年が簡単に関わってしまうというのは、非常に危険である。また、少年は成人に比べて刑法や事理弁識能力に乏しいため、自分が何をしているかを理解せずに重大な犯罪をしてしまう可能性が大いにあり、彼ら彼女らの人生を大きく変えてしまいかねない。したがって、私は少年が闇バイトの捨て駒となって人生を台無しにしてしまう前に、何か対策を講じることはないかと考え、「闇バイト」をレポートのテーマとすることにした。

## 2. 事例紹介

まず、警察庁(2023)「犯罪実行者募集の実態 ～少年を『使い捨て』にする『闇バイト』の現実<sup>2</sup>」から、少年たちが闇バイトに応募し検挙されるまでの4段階について事例を交

---

<sup>1</sup> 【警察庁(2023年)「令和4年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について」<[https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/tokushusagi\\_toukei2022.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/tokushusagi_toukei2022.pdf)>(2024年1月14日閲覧)】

<sup>2</sup> 【警察庁(2023年)「犯罪実行者募集の実態～少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実～」<<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/yamibaitojirei.pdf>>(2024年1月14日閲覧)】

えながら紹介し、闇バイトの特性を検討する。警察庁は、4つの段階を、「(1) 募集情報への応募 (2) 犯行グループとのやりとり (3) 犯行グループへ個人情報を送信 (4) 犯行グループによる脅迫行為」としている。以下、各段階で実際にあった事例を挙げる。

#### (1) 募集情報への応募

警察庁は闇バイトへの応募方法を3つのケースに分けている。1つ目は、「少年が自ら応募する」ケースである。少年がInstagramやTwitter（現在はX）などのSNSで「お金に困っている」や「仕事を探している」と投稿すると、犯行グループからメッセージが届いたり、地元の先輩から知り合いのヤクザを紹介されたりするようである。2つ目は、「先輩・友人・知人に紹介される」ケースである。このケースでは、先輩と金銭トラブルとなり、借金を返済するために「受け子」の役割を強要されてしまうことが挙げられる。3つ目は、「SNSで知り合った相手から誘われた」ケースである。SNSで知り合った者に「金を貸してほしい」旨の相談をしたら、「銀行協会の委託の仕事を紹介する」などと言われ、犯行グループを紹介されることもあるようである。

#### (2) 犯行グループとのやりとり

第1段階の応募を終了すると、犯行グループと連絡を取ることとなるが、手段がLINEやSNSのダイレクトメッセージではないようである。そこで、犯行グループはSignalやTelegramといった一定時間が経過すると通信履歴が消去されてしまう匿名性の高いアプリを少年たちにインストールさせる。実際にあった事例では、アルバイト求人サイトに正規のハンドキャリーの仕事（日給15,000円程度）として人材募集広告が掲載されており、履歴書を送らせるなど一見、正当な仕事なようであったが、一度も担当者と会うことはなく、Signalと通話のみのやりとりで仕事の指示を受け、実際にした仕事は特殊詐欺の「受け子」であった。

#### (3) 犯行グループへ個人情報を送信

この段階が4段階で最も危険である。犯行グループは少年とやりとりしていく中で、「アルバイトをするための登録情報として必要」などと言葉巧みに個人情報を要求する。実際にあった事例として、保険証や住民票と一緒に顔写真を要求してきたり、少年の家族構成や名前を聞かれたりすることが挙げられる。他にも、自分が住んでいるマンションの入口から部屋までの道のりを動画撮影するよう指示され、送信させられてしまうこともあるようである。

#### (4) 犯行グループによる脅迫行為

第3段階が終了すると、いよいよ仕事内容が少年に送られることとなるが、その内容が明らかに犯罪行為であるために、少年が仕事を抜け出そうとしたり拒否しようとしたりと、犯罪グループは少年自身や家族に対する脅迫を行う。実際にあった事例では、途中で詐欺だと気づき「辞めたい」と言ったら「家族全員殺すぞ」などと脅迫してきたり、2回目の仕事を断ると、「この前の荷物はおばあさんからだまし取ったお金だ。詐欺の運び屋に加担したな。あなたの顔写真や住所を知っているのだから逃げられない」と、以後も闇バイトを続け、抜けられないように脅してきたりするというのがある。

闇バイトに応募するには、自ら SNS で発信するか又は地元の知り合いに紹介してもらうかの2種類で非常に簡易であるが、1度関わってしまうと簡単には抜け出すことができない。また、総検挙人員の78.0%が被害者方付近に現れた受け子や出し子、それらの見張り役という統計<sup>3</sup>から、犯行グループの脅迫から逃れることができるのは逮捕された時で、闇バイトに応募する少年は犯行グループの捨て駒となってしまう。上記の第3段階で、個人情報の送信を求められるが、この個人情報が少年の弱みとなってしまうため、この段階で送信することを踏みとどまることができれば、闇バイトに関わらず抜け出すことができるであろう。さらに、なぜ近年の実行犯の人員集めを闇サイトで行っているかということについて、龍谷大学犯罪学研究センター嘱託研究員の廣末登は、「闇バイトー凶悪化する若者のリアル」の中で元半グレ幹部との面談で次のように述べている。「昔は、闇金と裏社会が手配師を介して繋がっていたそうです。子の手配師が借金まみれの人間を犯罪に回す傾向があったのですが、この手配師が五菱会事件で失業したため、人員集めは、闇サイトに頼らざるを得なくなったのではないかと見ているのです<sup>4</sup>」。したがって、かつては実行犯の多くが多額の負債を抱えている人であったが、現在ではこれまでに罪を犯したこともない普通の人までもが対象となってしまうということだ。

### 3. 闇バイトの特性

では、現在闇バイトにかかわってしまう少年には特色はあるのか。ここでは、今日において実行犯の対象には、借金まみれの人や元々犯行グループのような人たちと関係があるような境遇の人でなくともなってしまうが、実行犯となる少年にはどのような特徴や共通点があるのかを検討する。廣末登(2023)では、闇バイトについて特殊詐欺の主犯格となっていた者や現職の保護観察官にインタビューをしており、その中で闇バイトに手を出す人の特徴や犯罪に巻き込まれやすい少年の特徴が証言されている。その特徴として、「単純にお金に困っている人ですね。<sup>5</sup>」と特殊詐欺の主犯格であった者は証言している。また、犯罪に巻き込まれやすい少年について、「児童養護施設などを出て行き場がない子や、ヒマをしている子ですね。彼らは世間を知らないから騙されやすい<sup>6</sup>」と現職の保護観察官は証言している。これらの証言から、概ねお金に不自由がある状況となると闇バイトに手を出しやすくなってしまうと推測できる。廣末登(2023)は、法務総合研究所が少年鑑別所に入所している少年182人に対して行ったアンケート調査を紹介している。その中では、83人の少年が「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」と回答している<sup>7</sup>。他にも独立行政法人の「令和2年度 学生生活調査結果」でアルバイトの必要度について大学生に調査したところ、「家庭からの給付のみでは修学不自由・困難」や「家庭からの給付無しで修学不自由・困難」のためアルバイトをしていると答えた学生が全体の31.5%いるという結果にな

---

<sup>3</sup> 警察庁・前掲注1

<sup>4</sup> 【廣末登『闇バイトー凶悪化する若者のリアル』(祥伝社、2023年)99頁。】

<sup>5</sup> 廣末登・前掲注4 148頁

<sup>6</sup> 廣末登・前掲注4 171頁

<sup>7</sup> 廣末登・前掲注4 20頁

った<sup>8</sup>。つまり、全大学生の30%が経済的事情によりアルバイトをしているということが分かる。以上の2つのデータから、もし仮に「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事をしたい」という考えの学生が上記の30%の中にいたとしたら、「簡単な仕事で高額報酬を得られる」とうたう闇バイトに手を出してしまう可能性が非常に高くなってしまふであろう。

#### 4. 対策の検討

##### (1) 現在官民が行っている取組

文部科学省は2023年8月に全国の学校に対し、「少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について」とし、非行防止教室を行う際には闇バイトも取り扱うよう、事務連絡を出した<sup>9</sup>。これが直接的に対策として作用するかはわからないが、闇バイトについて周知を広げるという意味では効果的であるかもしれない。

##### (2) 私見

上記の他に官民が、少年が闇バイトに関わらない対策を打ち出しているか、探してみたが上記以外のものは見つからなかった。ほとんどが、被害者が被害に遭わないようにするための対策ばかりであった。そこで、私は学校での刑法や闇バイトについて教育する時間を十分に確保するべきであると考え。闇バイトで検挙された少年からは、「警察に捕まるリスクや、刑の重さや罰金額。捕まれば、少年院に行かなければならないこと。」を知っていれば、犯行に至らなかったという声が上がっている<sup>10</sup>。量刑を知っていながらお金に目がくらんで犯行に及んでしまうかもしれないが、近年の闇バイトで多い強盗致傷又は致死罪であれば無期または懲役6年以上で死刑になるケースもあり、少年であっても強盗や殺人などの犯罪であれば検察官送致になる可能性もあるため、闇バイト中の行為が何罪にあたるか理解できれば、多くの少年が踏みとどまることができるかもしれない。また、「闇バイトが犯罪実行役の募集であることやその仕組み、流れ。」を知っていれば、踏みとどまることができたという声もある<sup>11</sup>。このことから、授業で様々な闇バイトの事例を紹介していくべきである。オレオレ詐欺がピークであった頃も、テレビや公共交通機関内の放送や広告で様々な事例が紹介されていた。また、オレオレ詐欺の手口が巧妙になっていくのと同じように、闇バイト実行犯の募集の手口も多様化していだろう。そのため、事例を多く知っていれば、「知らない間に闇バイトに関わっていた」ということが防げるであろう。法務省の「高等学校における法教育の実践状況に関する調査」で、外部人材との連携による法教育授業の実施状況

---

<sup>8</sup> 【独立行政法人日本学生支援機構（2023年）「令和2年度 学生生活調査結果」<[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_chosa/\\_icsFiles/afieldfile/2022/03/16/data20\\_all.pdf](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/_icsFiles/afieldfile/2022/03/16/data20_all.pdf)>（2024年1月14日閲覧）】

<sup>9</sup> 【文部科学省（2023年8月10日）「少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について」<[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1404008\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00002.htm)>（2024年1月14日閲覧）】

<sup>10</sup> 警察庁・前掲注2

<sup>11</sup> 警察庁・前掲注2

を調査したところ、「実施あり」と答えた割合は 24.7%であった<sup>12</sup>。法教育が大学進学に直結しないため、他の科目の時間を割いてまで、法教育を行うというのは難しいかもしれないが、この 24.7%という割合を増やすことができれば、少年が闇バイトに関わってしまうのを少しでも減らすことができるかもしれない。

## 5. おわりに

ここまで実際にあった事例から闇バイトの特性を検討し、どのようにして少年が闇バイトに手を染めてしまわないようするかを考察してきた。闇バイトにおいて、実行犯は犯行グループと関係を断つのは困難であり、逮捕されるまで駒として使われてしまうため、目先の利益のためには割に合わないし、人生を台無しにしてしまいかねない。さらに、闇バイトをしたことで、特殊詐欺の容疑で起訴され確定してしまうと、成人であっても少年であっても銀行の口座を開設することが難しくなってしまう。口座が作れないことで闇バイトを繰り返して再犯の可能性も高まり、負の連鎖になる可能性もある。そうならないためにも、学生の頃から学校教育の中で闇バイトに触れることで、「簡単な仕事でお金を稼ぐことのできる仕事はない」ということを理解することが必要である。

---

<sup>12</sup> 【法務省（2023年）「高等学校における法教育の実践状況に関する調査報告書」＜<https://www.moj.go.jp/content/001395507.pdf>＞（2024年1月14日閲覧）】